

交通事故(こうつうじこ)の対応(たいおう)

車(くるま)の運転(うんてん)の停止(ていし)

- ・すぐに車(くるま)の運転(うんてん)をやめてください。
- ・他(ほか)の車(くるま)のじゃまにならないよう、路肩(ろかた)や空(あ)き地(ち)などの安全(あんぜん)な場所(ばしょ)に移動(いどう)させます。

救急(きゅうきゅう)・警察(けいさつ)への通報(つうほう)



- ・けがをした人(ひと)がいる場合(ばあい)は、救急車(きゅうきゅうしゃ)(電話番号(でんわばんごう):119番(ばん))を呼(よ)びます。
- ・救急車(きゅうきゅうしゃ)が来(く)るまでは、けが人(にん)をなるべく動(うご)かさず、オペレーターの指示(しじ)に従(したが)い、止血(しけつ)などできることをしてください。
- ・けが人(にん)がいるときもいないときも、警察(けいさつ)(電話番号(でんわばんごう):110番(ばん))にかけます。
- ・警察官(けいさつかん)が来(く)るまで、待(ま)ちます。
- ・警察官(けいさつかん)が到着(とうちゃく)したら、事故(じこ)を報告(ほうこく)し、確認(かくにん)をしてもらいます。



医師(いし)の診断(しんだん)

- ・事故(じこ)が発生(はっせい)したときには、けがをしていないとか軽(かる)いけがと思(おも)っていても、あとで重(おも)いけがであったことがわかる場合(ばあい)があります。
- ・速(すみ)やかに医師(いし)の診断(しんだん)を受(う)けておいたほうがいいでしょう。

交通事故(こうつうじこ)証明書(しょうめいしょ)の申請(しんせい)

- ・交通事故(こうつうじこ)の後(あと)に様々(さまざま)な支援(しえん)を受(う)けるための手続(てつづ)きに「交通事故(こうつうじこ)証明書(しょうめいしょ)」が必要(ひつよう)になることがあります。
- ・「交通事故(こうつうじこ)証明書(しょうめいしょ)」は、自動車(じどうしゃ)安全(あんぜん)運転(うんてん)センターに申請(しんせい)して取得(しゅとく)することができます。申請(しんせい)の手続(てつづ)きは、事故(じこ)の届出(とどけ)をした警察署(けいさつしょ)に問(と)い合(あ)わせてください。
- ・なお、警察(けいさつ)に届出(とどけ)をしていない事故(じこ)の「交通事故(こうつうじこ)証明書(しょうめいしょ)」はできません。交通事故(こうつうじこ)が発生(はっせい)したら必(かな)らず警察(けいさつ)に電話(でんわ)してください。

出典:生活・仕事ガイドブック 出入国在留管理庁 監修

参考:群馬県警察 “日本の交通ルール”

<https://www.police.pref.gunma.jp/site/police/174127.html>

